

横須賀市立野比中学校PTA規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、横須賀市立野比中学校PTAといひ、事務所を同校におく。

第2章 目的及び活動

第2条 本会は保護者と教職員が協力して、学校と家庭と社会における生徒の幸福な成長をはかる事を目的とする。

第3条 本会は、前条の目的をとげるために、次の活動をする。

- 1 生徒の福祉増進を計るために、保護者と教職員が協力する。
- 2 生徒の教育環境の向上を務める。
- 3 教育的財政を確立する事に協力する。

第3章 方針

第4条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- 1 生徒の教育および福祉のために活動する他の団体や機関と協力する。
- 2 特定の政党、宗教にかたよることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
- 3 本会の役員の名で公私の選挙活動に関与しない。
- 4 学校の教育行政には干渉しない。

第4章 会員及び会費

第5条 本会の会員は、次の通りである。

- 1 本校に在籍する生徒の父母、またこれに代わるもの
- 2 本校に在籍する教職員

第6条 本会の会費は、会員1人1ヶ月200円とする。

第7条 本会の会員は、横須賀市PTA協議会、神奈川県PTA連絡協議会および日本PTA全国協議会の会員になる。

第8条 入退会については次の通りとする。

- 1 本会へは自由意志で入会または退会できる。
- 2 本会へ入会するとき入会届を提出する。
- 3 本会からの退会は次のとおりとする
 - (1) 自動退会：生徒または教職員が卒業・異動等により本校から除籍となったとき自動退会となる。
退会届は必要としない
 - (2) 任意退会：自由意志により退会するときお退会届を提出する。

第5章 経理

第9条 本会の活動に要する経費は、会費、自発的な寄付金およびその他の収入により支弁される。

第10条 本会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第11条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第12条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 役員

第13条 本会の役員は、次の通りとする。

- | | |
|-----|-----------------|
| 会長 | 1名（保護者） |
| 副会長 | 2名（保護者） |
| 書記 | 1名（教職員） |
| 会計 | 3名（保護者2名 教職員1名） |

第14条 役員は、他の役員及び委員を兼ねる事はできない。

第15条 役員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

第16条 役員は、推薦委員会によって選ばれ、総会において承認されなければならない。

第7章 会計監査委員

第17条 本会の経理を監査するために、2名の会計監査委員をおく。

第18条 会計監査委員は、他の役員を兼ねる事はできない。

第19条 会計監査委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

第20条 会計監査委員は、推薦委員会によって選ばれ、総会において承認されなければならない。

第8章 役員、会計監査委員の任務

第21条 本会の役員の任務は、次の通りとする。

1 会長

- (1) 本会を代表し、総会及び運営委員会を招集する。
- (2) 他の役員及び校長の意見をきいて常置委員会の委員長を委嘱する。
- (3) 運営委員会の承認を得て、特別委員会の委員長を委嘱する。
- (4) 会長は推薦委員会、会計監査の集会を除く全ての集会に出席して意見を述べる事ができる。

2 副会長

会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

3 書記

- (1) 会の審議事項を処理し、総会及び運営委員会の議事、ならびに会の活動に関する重要事項を記録する。
- (2) 記録、通信その他の書類を保管する。
- (3) 会長の指示に従って、この会の庶務を行う。

4 会計

- (1) 総会で決定した予算に基づいて、いっさいの会計事務を処理する。
- (2) 総会において、会計監査を経た決算を報告する。
- (3) 本会の財産を管理する。
- (4) 予算の立案について協力する。

第22条 会計監査委員の任務は、次の通りとする。

- 1 中間及び年度末に定例会計監査を行なう。
- 2 必要に応じ臨時会計監査を行なう事ができる。

第9章 総会

第23条 総会は、全会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。

第24条 毎年次の定例総会を開く。議案は、その1週間前までに会員に提示する。但し、2月総会は文書総会とする。

- 1 5月総会 (1) 前年度決算及び事業報告
(2) 本年度予算及び事業計画審議
(3) その他
- 2 2月総会 (1) 新年度役員及び会計監査委員の承認
(2) その他

第25条 総会は会長が招集する。但し、運営委員会が必要と認められた時、または会員の10分の1以上の要求があった時は、会長は、臨時総会を招集しなければならない。

第26条 総会の定足数は、会員総数の5分の1とする。但し、委任状を含める。
文書総会の定足数は、会員総数の過半数とする。

第27条 総会の議決は、出席者の過半数の賛成による。
文書総会の議決は、提出された決議書の過半数の承認による。

第10章 運営委員会

第28条 運営委員会は、役員、常置委員会の委員長、特別委員会の委員長および校長、教頭で構成する。

第29条 運営委員会は、総会の決議に基づいて本会の活動を推進し総会に提出する議案を作成する。

第30条 運営委員会は会長が招集する。例会は、原則月1回開かれる。
また、会長が必要と認めた時は、臨時に開くことができる。
定足数は構成員の3分の2以上とする。

第31条 運営委員会の議決は、出席者の過半数の賛成による。

第11章 常置委員会及び特別委員会

第32条 本会の活動に必要な事項について、調査、研究、立案するために常置委員会をおく。

第33条 特別委員会は、必要に応じて設ける事ができる。

第34条 常置委員会および特別委員会の決定事項は、運営委員会の承認を経て行なう。

第12章 個人情報取扱

第35条 本会がPTA活動を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供および管理については、横須賀市野比中学校PTA個人情報保護規程を定め、適正に運用する。

第13章 細則

第36条 運営委員会は、本会の運営に関し必要な細則を定める事ができる。

第37条 細則の制定または改廃は、次期総会において報告されなければならない。

第14章 改正

第38条 規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正する事ができる。但し、文書総会においては提出された決議書の3分の2以上の承認により改正できる。

附 則

この規約は、昭和52年（1977年）4月23日から施行する。

平成25年（2013年）2月22日改正、同年4月1日施行

平成31年（2019年）2月26日改正、同年4月1日施行

令和2年（2020年）12月14日改正 令和3年4月1日施行